

令和5年2月17日（金）
第12回びわこ東海道景観協議会
資料1

屋外広告物の両市共通推奨ルールについて （色彩・自家用広告物の高さ・屋上広告物）

本日の内容

内容① 推奨ルールおよび今後のスケジュールについて

⇒ 前回いただいたご意見をもとに、事務局で整理しました。

内容② 県道18号と東海道における屋外広告物の色彩基準（案）について および自家用広告物の高さの基準（案）について

⇒ 前回の協議内容を踏まえ、事務局（案）を作成しました。

色彩 県道18号線：彩度10以下
東海道沿道：彩度6以下

高さ 県道18号線：6～8m以下で検討しています。
東海道沿道：（重点エリア）4m以下、（重点エリア以外）6m以下

内容③ 屋上広告物の基準の検討について

⇒ 屋上広告物の大きさについてご意見を伺います。



内容①

推奨ルールおよび
今後のスケジュールについて

推奨ルールについて

①推奨ルールの位置づけ

「びわこ東海道景観基本計画」に基づき、推奨ルールを導入します。

➡ 今回の推奨ルールは形状の変更（柱を切断するなど）が必要であり、規制化すると現状の看板への影響が大きくなります。まずは規制化せずスモールスタートで始め、一定期間の中で市民・事業者の反応やまちなみの変化などを考慮しながら検討します。

	既存看板への影響	事業者への影響
屋外広告物条例等に基づく推奨ルール （規制化する）	大 （既存不適格の発生）	大 （一定期間での改修や除却が必要）
びわこ東海道景観基本計画に基づく推奨ルール （規制化しない）	小	小 （事業者のタイミングで改修できる）

②推奨ルールのインセンティブ制度

公表制度や表彰制度などのインセンティブ制度を導入します。

➡ 推奨ルールに適合した広告物を優良広告物としてホームページに掲載するなど、公表制度や表彰制度といったインセンティブ制度を検討しています。

今後のスケジュールについて

① 推奨ルール作成までのスケジュール

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
<ul style="list-style-type: none">・屋外広告物の色彩・自家用広告物の高さ・屋上広告物	<ul style="list-style-type: none">・電光可変式広告物・非自家用広告物	<ul style="list-style-type: none">・推奨ルールのガイドライン作成・目標値の設定	<ul style="list-style-type: none">・推奨ルール周知啓発

② 推奨ルールから規制への見極め

令和7年度		令和10年度
推奨ルール制度の開始 周知啓発		規制化の検討
	<ul style="list-style-type: none">・実地調査 (まちなみの変化)・申請内容の分析 (推奨ルール適用件数)	

今回の推奨ルールでは形状の変更が必要な高さの基準があるため、1年ごとではなく



許可期間と同じ3年のタイミングで規制化の検討を行います。

※目標値については、推奨ルールのガイドラインを作成する段階で（R6年度）検討します。

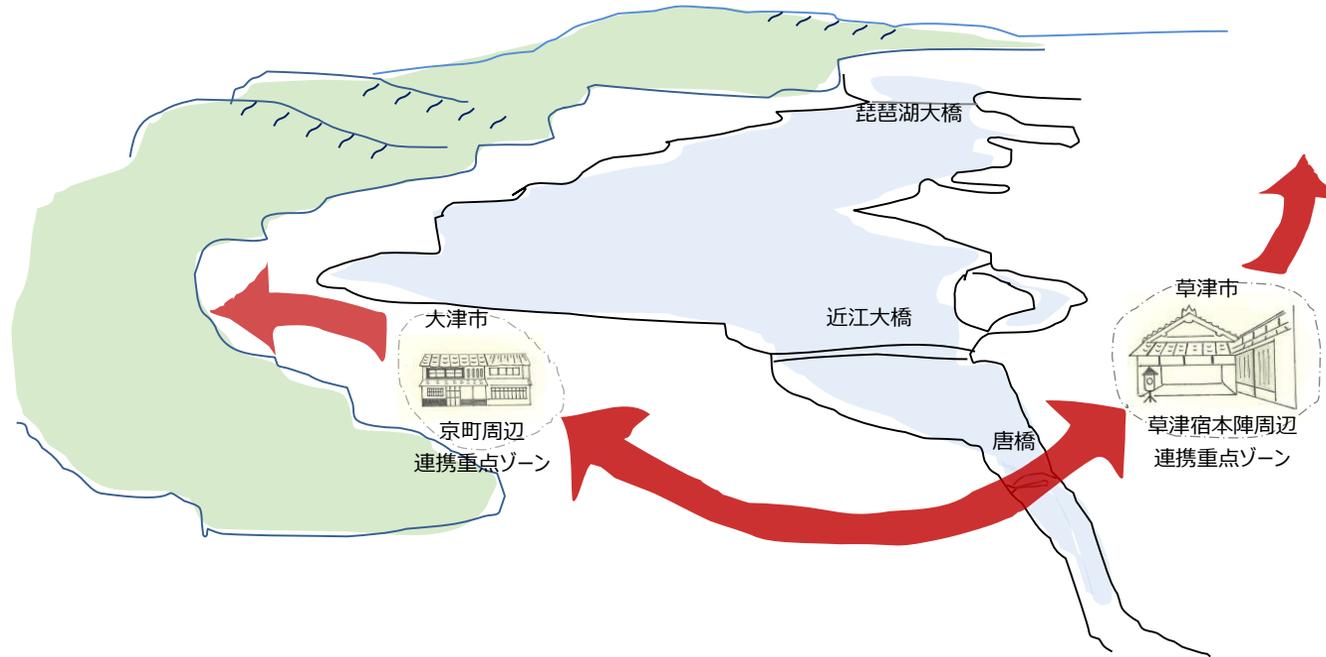
内容②

県道 18号と東海道における屋外広告物の色彩基準（案）について
および

自家用広告物の高さの基準（案）について

重点ゾーンについて

東海道では、屋外広告物の推奨ルールを重点的にかける**重点ゾーン**を設定します。



東海道の歴史が色濃く残るまちなみを守り、歩きたくなる景観を創造していくため、びわこ東海道景観基本計画の【東海道沿道景観の連携重点ゾーン】を推奨ルールの**重点ゾーン**とします。

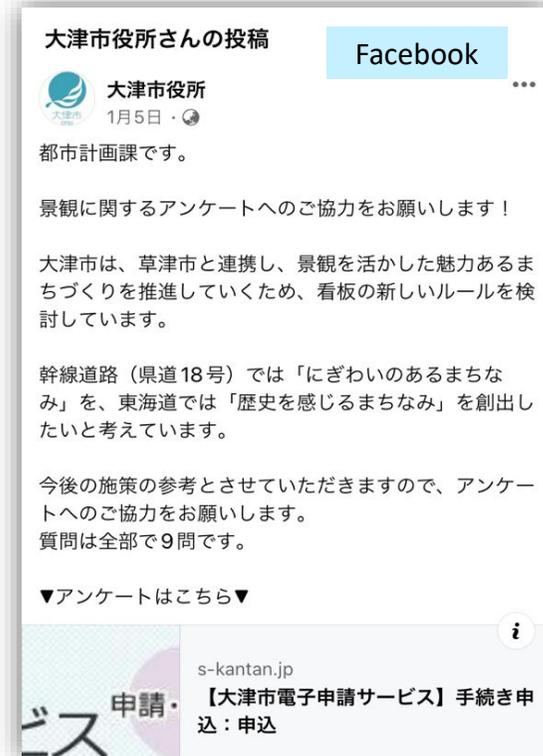
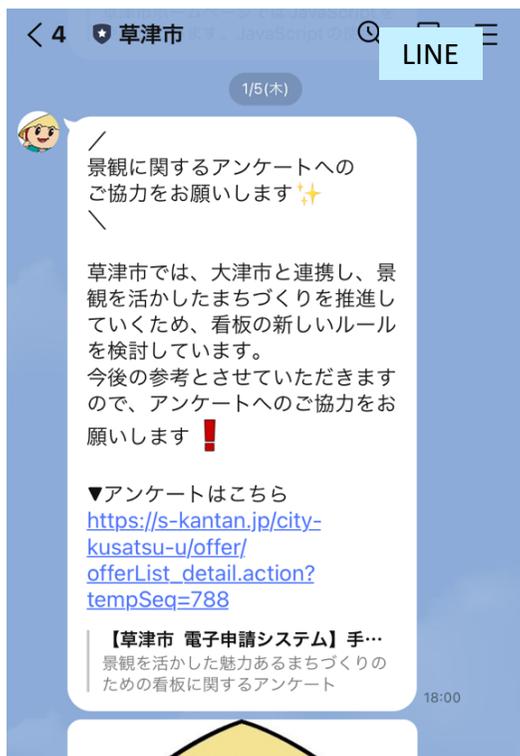
※東海道沿道景観の連携重点ゾーン：

大津市京町周辺のまとまりある町家や、草津宿本陣周辺の景観を守り、創造するゾーン

SNSを活用したアンケート調査

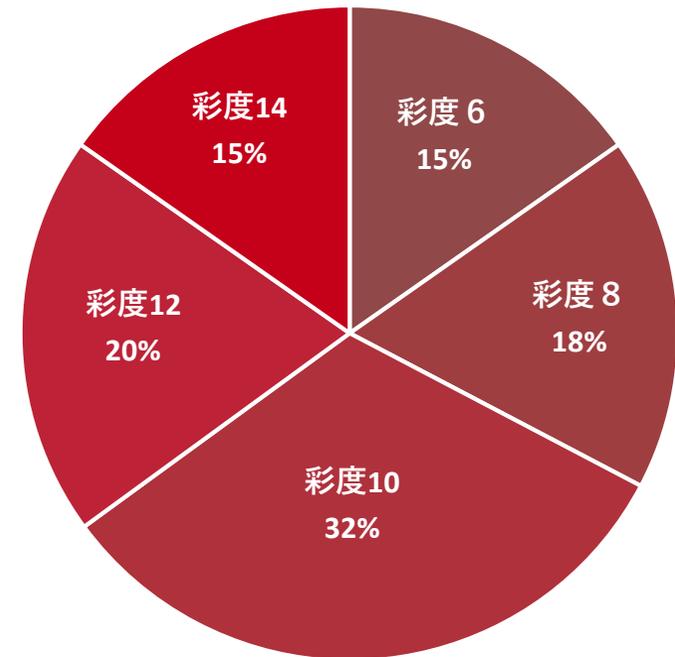
調査概要

- ①内 容：屋外広告物シュミレーション（色彩／自家用広告物の高さ）
- ②方 法：草津市・大津市の公式LINE・Facebook・Twitterでの配信、HPへの掲載
- ③期 間：令和5年1月5日（木）～1月18日（水）
- ④回答数：1,024名（草津市416名／大津市608名）



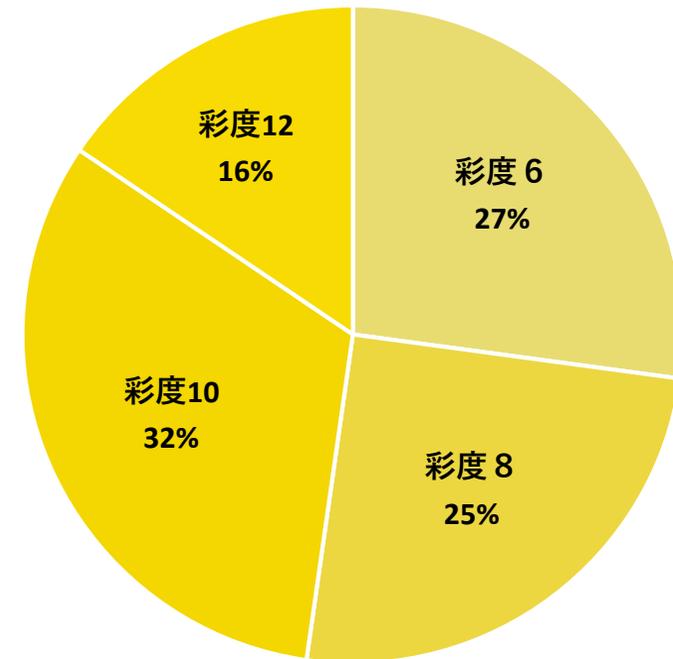
県道18号（R系）

幹線道路（県道18号）では、どの赤色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



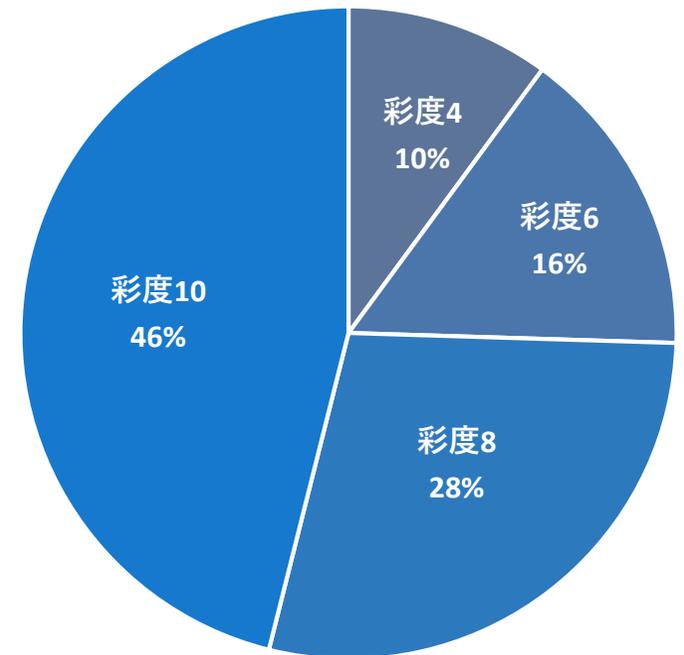
県道18号（Y系）

幹線道路（県道18号）では、どの黄色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



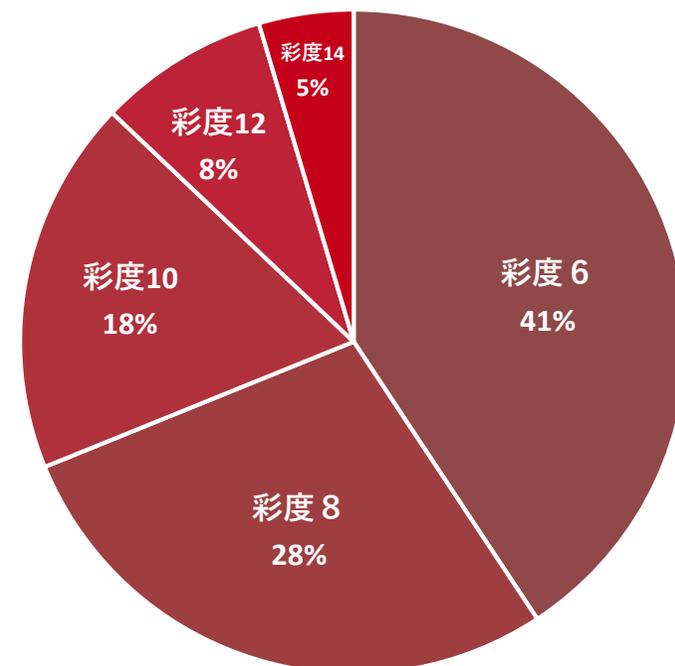
県道18号（B系）

幹線道路（県道18号）では、どの青色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



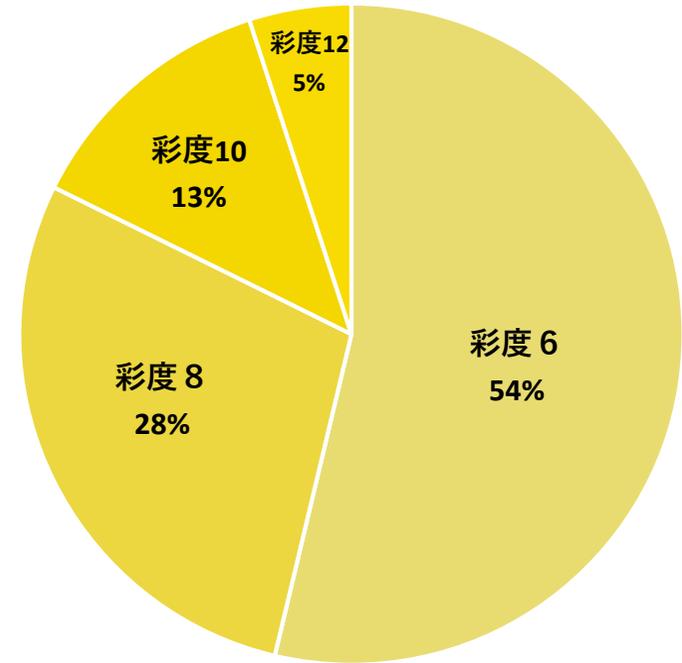
東海道（R系）

東海道では、どの赤色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



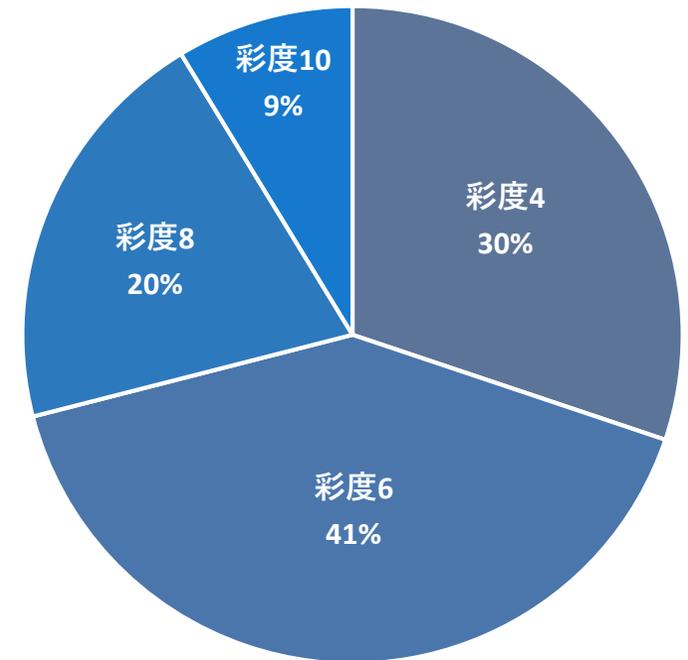
東海道（Y系）

東海道では、どの黄色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



東海道（B系）

東海道では、どの青色がまちなみにふさわしいにふさわしいと思いますか？



県道18号

彩度10以下とします。

- アンケート調査では、赤・黄・青のどの色も彩度10が最も選ばれています。
- 赤や青では比較的彩度の高い色の選択が多いものの、黄色は彩度の低い色も選ばれる傾向があり、彩度10を上限として、商業のにぎわいと落ち着きのある都市景観のバランスをとります。
- 両市の彩度規制より、草津市は3ポイント、大津市は2ポイント低い彩度基準であり、琵琶湖と背景の山並みの美しい眺望との調和に配慮した基準です。

※（色彩基準）草津市：彩度13以下／大津市：彩度12以下

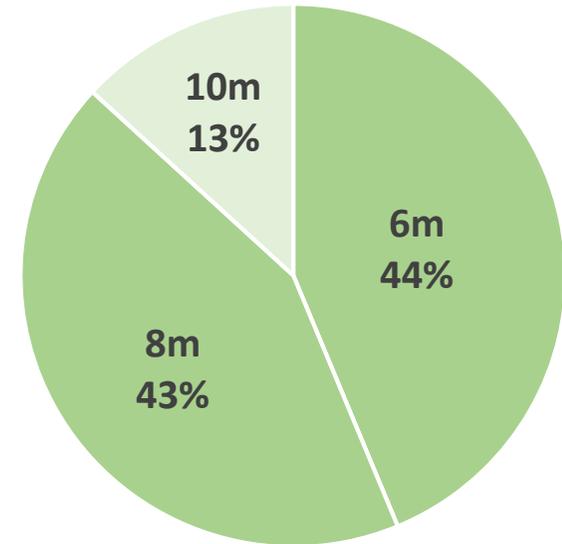
東海道

全てのエリアで彩度6以下とします。

- アンケート調査では、赤・黄・青のどの色も彩度6が最も選ばれています。
- 県内の東海道で一番厳しい基準（本陣地区の基準）と同じ基準であり、風情あるまちなみとの調和に配慮した基準です。

県道18号

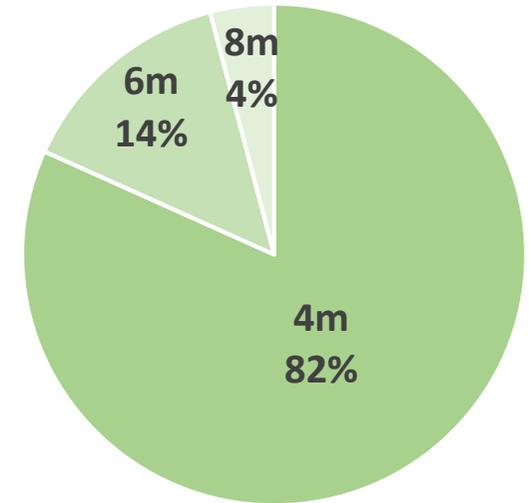
幹線道路（県道18号）では、どの高さの看板がまちなみにふさわしいと思いますか？



アンケート調査結果（高さ）②

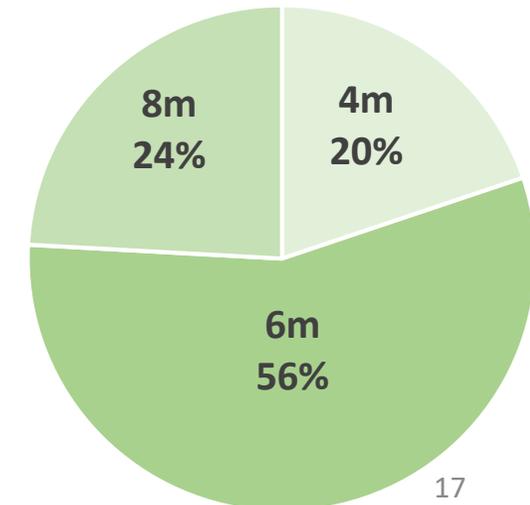
東海道（重点エリア）

東海道のうち、歩行者が多い場所では、どの高さの看板がまちなみにふさわしいと思いますか？



東海道（重点エリア以外）

東海道のうち、車の通行が多い場所では、どの高さの看板がまちなみにふさわしいと思いますか？



県道18号

高さ6～8m以下で検討しています。（大きさについては設定しません。）



- アンケート調査では6mと8mの高さが選ばれており、どちらも40%以上の選択があります。
- 琵琶湖などの眺望とにぎわいのバランスをとりながらも県内の景観形成をリードしていく高さ基準を設定したいと考えています。
- 大きさについては、現状、大きい看板は設置されておらず、また、高さの規制により一定の制限がかかるため（高さとのバランスにより大きい看板が設置されにくい）、基準としては設定しません。

東海道

重点エリア：高さ4m以下 / 重点エリア以外：6m以下とします。（大きさについては設定しません。）



- アンケート調査では、本陣（徒歩での通行が多い場所）では4m、石山（車の通行もある場所）では6mの高さが最も選ばれています。
- 風情あるまちなみとの調和や、道幅の狭い東海道のスケール感を意識した高さ基準です。
- 東海道の歴史が色濃く残る重点エリアでは、徒歩での目線の高さも意識し、より低い高さ基準とします。
- 大きさについては、現状、大きい看板は設置されておらず、また、高さの規制により一定の制限がかかるため（高さとのバランスにより大きい看板が設置されにくい）、基準としては設定しません。



県道18号



県道18号の自家用広告物の高さについて、アンケート調査では6m・8mにそれぞれ40%以上の回答があり、6m～8mの高さが市民の方に受け入れられる高さであることがわかりました。中間の高さの7mを含め、6m／7m／8mの中で高さ基準を決定するため、ご意見をお願いします。

- 6mは、東海道（重点エリア以外）の推奨ルールと同じ基準になります。
- 8mは、県内の幹線道路で一番厳しい基準（滋賀県の基準）と同じ基準になります。

内容③

屋上広告物の基準の検討について

屋上広告物の基準について①（県道18号）

県道18号

自家用広告物

大津市

- 高さ
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ20m以下

草津市

- 高さ
(住居系地域)
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ10m以下
- (住居系地域以外)
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ20m以下

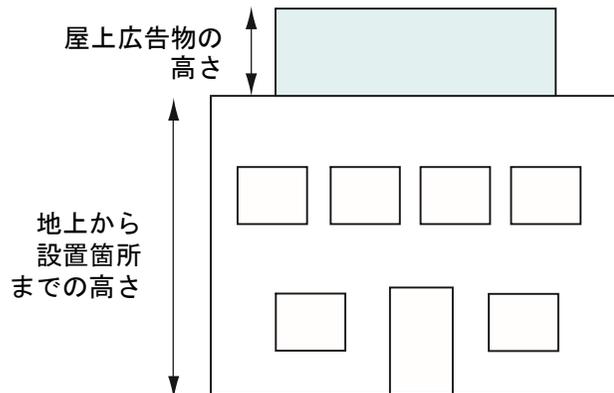
非自家用広告物

大津市

- 高さ
地上から設置箇所までの
高さの1/2かつ10m以下

草津市

- 高さ
(住居系地域)
地上から設置箇所までの高さ
× 1/2 かつ 5m以下
- (住居系地域以外)
地上から設置箇所までの高
さ × 1/2 かつ 10m以下



屋上広告物の基準について②（東海道）

東海道（重点ゾーン）

京町

- 設置できません。
（自家用広告物・
非自家用広告物）

本陣

- 1階の屋上に限る
（自家用広告物のみ）



東海道（重点ゾーン以外）

大津市

- 高さ
（住居系地域）
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ10m以下

自家用広告物

- （住居系地域以外）
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ20m以下

草津市

- 高さ
（住居系地域）
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ10m以下
- （住居系地域以外）
地上から設置箇所までの
高さの2/3かつ20m以下

大津市

- 高さ
（住居系地域）
地上から設置箇所までの
高さ×1/2かつ5m以下

非自家用広告物

- （住居系地域以外）
地上から設置箇所までの高
さ×1/2かつ10m以下

草津市

- 高さ
（住居系地域）
地上から設置箇所までの
高さ×1/2かつ5m以下
- （住居系地域以外）
地上から設置箇所までの高
さ×1/2かつ10m以下



県道18号

屋上広告物の面積基準を設定します。

- 県道18号の屋上広告物については、両市とも高さの基準はありますが面積の基準はありません。
- 県道18号では、商業施設などのにぎわいある景観がみられる一方で琵琶湖や田園などの自然景観もみられます。これらの景観との調和を意識するとともに、対岸景観や近江大橋からの眺望にも配慮する必要があります。

東海道

全てのゾーンで屋上広告物の設置を禁止します。

- 東海道の屋上広告物については、大津市の京町エリアでは設置禁止となっていますが、それ以外の地域では両市とも面積の基準はありません。
- 東海道は道幅が狭い場所が多く、歩行者と広告物の距離が近くなります。屋上広告物のように目立つ広告物には視線が集中しやすいため、東海道では屋上広告物の設置を抑制し、風情あるまちなみとの調和に配慮します。



県道18号（洋服の青山）

444.6㎡

約220㎡

約110㎡

現況

現況× 1/2

現況× 1/4

県道18号（洋服の青山）



遠景

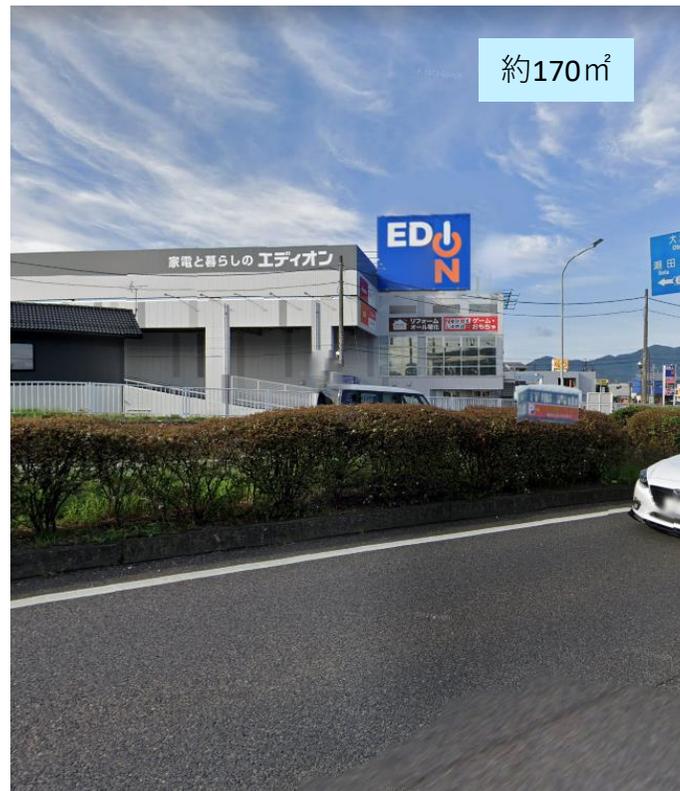


中景

県道18号（エディオン）



現況



現況× 1/2



現況× 1/4

(GoogleMapより引用)



県道18号（エディオン）



遠景



中景

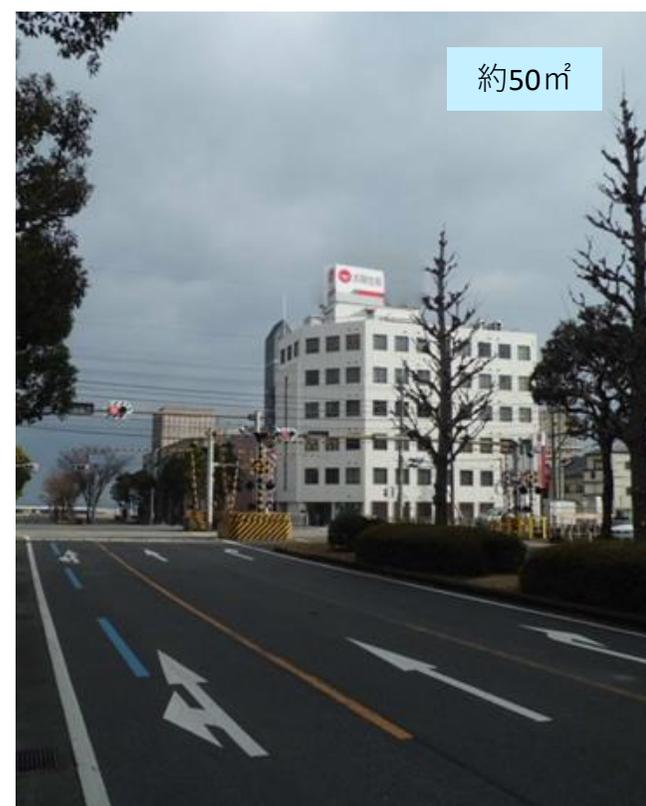
県道18号（太陽生命）



現況



現況× 1/2



現況× 1/4

県道18号（太陽生命）



遠景



中景



東海道（打出病院）



屋上広告物あり（近景）



屋上広告物なし

（GoogleMapより引用）

東海道（打出病院）



遠景



中景



参考①

びわこ東海道景観協議会と
各市景観審議会の役割について

びわこ東海道景観協議会と景観審議会の役割について

組織	びわこ東海道景観協議会	景観審議会
内容	両市の広域景観にかかる協議を行う機関	各市の景観計画・条例等の改正にかかる附属機関
景観計画の見直し (対岸景観・東海道沿道景観)	見直し内容についての意見集約を行う。	改正案などの諮問を受け、調査・審議・答申を行う
屋外広告物条例等の見直し (連携重点ゾーン・東海道沿道)	見直し内容についての意見集約を行う。	改正案などの諮問を受け、調査・審議・答申を行う

- びわこ東海道景観協議会では、両市の広域景観形成にかかる協議を行います。
- 景観審議会では、びわこ東海道景観協議会での協議内容をもとに、市内全域の景観形成について、景観計画や条例などの改正案の審議を行います。



参考②

守山市と滋賀県の屋外広告物規制

守山市の屋外広告物規制について

守山市の屋外広告物規制 (駒井沢東交差点から先の道路の規制を抜粋)



	第3種地域 (の部分)	第5種地域 (の部分)
彩度	彩度8以下	—
高さ (自家用広告物)	10m以下	(住居系) 10m以下 (その他) 20m以下
屋上広告物 (自家用広告物)	建築物×2/3かつ3m以下	(住居系) 建築物×2/3かつ10m以下 (その他) 建築物×2/3かつ20m以下

滋賀県の屋外広告物規制について

滋賀県の屋外広告物規制 (幹線道路の規制を抜粋)

地域区分	該当地域
第1種地域 (歴史伝統系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆伝統的建造物群保存地区 ◆国宝・重要文化財および県指定有形文化財(建造物)の周囲50mの範囲 ◆歴史街道(※1)から30mの範囲 ◆その他知事が指定する区域
第2種地域 (風致・低層住宅系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆第1種・第2種低層住居専用地域、田園住居地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区 ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆都市公園 ◆河川区域のうち知事が特に指定する区域 ◆自然記念物の周囲で知事が特に指定する区域
第3種地域 (保全型沿道系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆東海道新幹線から200mの範囲 ◆近江鉄道から100mの範囲 ◆名神高速道路から200mの範囲 ◆指定道路①(※2)から30mの範囲
第4種地域 (活用型沿道系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆指定道路②(※3)から30mの範囲 ◆その他知事が指定する区域
第5種地域 (集落・田園・自然系)	◆第1種地域から第4種地域まで、第6種地域、第7種地域を除く地域
第6種地域 (一般市街地系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆市街化区域(市街化区域外で用途地域が定められた区域を含む) ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆鉄道駅のホームの周囲100m以内の区域 ◆その他知事が指定する区域
第7種地域 (拠点市街地系)	<ul style="list-style-type: none"> ◆地区計画の区域のうち知事が特に指定する区域 ◆その他知事が指定する区域
特別規制地域	上記の地域のほか、固有の景観形成を図る区域のうち個別指定する地域(※4)

	第3種地域 (保全型沿道系)	第4種地域 (活用型沿道系)
高さ (自家用広告物)	8 m以下	10m以下
屋上広告物 (自家用広告物)	地上から設置箇所までの高さ×1/2かつ2 m以下 (面積 3㎡超) 面積の70%以上が彩度 8 以下	地上から設置箇所までの高さ×1/3かつ3 m以下 (面積 3㎡超) 面積の70%以上が彩度 8 以下

※1 歴史街道：中山道／御代参街道／日野商人街道／馬見岡綿向神社参道／高虎の道／絵馬通り

※2 指定道路①：一般国道ならびに主要な県道および町道のうち知事が指定する道路

※3 指定道路②：市街地内の指定道路①のうち知事が指定する区域

※4 令和4年10月時点で指定された地域はありません。

※5 各地域区分が重複する場合は、原則として次の順で優先します。

①第1種地域 ②第2種地域 ③第4種地域 ④第3種地域 ⑤第7種地域 ⑥第6種地域 ⑦第5種地域

ただし、例外として、鉄道・高速道路の沿線については第7種・第6種が第4種・第3種に優先し、駅周辺については指定道路沿線においても第6種が第4種・第3種に優先します。

